

法務省民商第12号  
令和3年1月29日

法務局長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局長  
(公印省略)

商業登記オンライン申請等事務取扱規程の一部改正について (通達)

商業登記規則等の一部を改正する省令 (令和3年法務省令第2号) の施行等に伴い、商業登記オンライン申請等事務取扱規程 (平成24年3月30日付け法務省民商第886号当職通達) の一部を下記のとおり改正し、本年2月15日から実施することとしたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下「対象規定」という。) は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）及び<u>商業登記規則</u>（昭和39年法務省令第23号。以下「規則」という。）の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う<u>登記の申請</u>，<u>印鑑の提出若しくは廃止の届出</u>，<u>電子証明書による証明の請求又は登記事項証明書若しくは印鑑の証明書の交付の請求に関する事務は</u>，法令，規則の規定に基づく法務大臣の定め，<u>商業登記等事務取扱手続準則</u>（平成17年3月2日付け法務省民商第500号民事局長通達。以下「準則」という。）<u>，商業登記における印鑑関係事務取扱要領の制定について</u>（令和3年1月29日付け法務省民商第11号民事局長通達）及び<u>商業登記法等の一部を改正する法律等の施行に伴う電子認証事務の取扱いについて</u>（平成12年9月29日付け法務省民四第2274号民事局長通達）に定めるもののほか，この規程による。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）及び<u>商業登記規則</u>（昭和39年法務省令第23号。以下「規則」という。）の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う<u>登記の申請又は登記事項証明書若しくは印鑑の証明書の交付の請求に関する事務は</u>，法令，規則の規定に基づく法務大臣の定め<u>及び商業登記等事務取扱手続準則</u>（平成17年3月2日付け法務省民商第500号民事局長通達。以下「準則」という。）<u>に定めるもののほか</u>，この規程による。</p>

(定義)

第2条 [略]

2 この規程において、次の(1)から(20)までに掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(20)までに定めるところによる。

(1) [略]

(2) オンライン印鑑提出等 規則第101条第1項の規定による同項第2号に掲げる印鑑の提出又は廃止の届出をいう。

(3) 電子証明書オンライン請求 規則第101条第1項の規定による同項第3号に掲げる電子証明書による証明の請求をいう。

(4) 証明書オンライン請求 規則第101条第1項の規定による同項第4号に掲げる登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付の請求をいう。

(5) [略]

(6) 登記・供託オンライン申請システム 法務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）であって、オンライン登記申請、オンライン印鑑提出等、電子証明書オンライン請求又は証明書オンライン

(定義)

第2条 [同左]

2 この規程において、次の(1)から(14)までに掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(14)までに定めるところによる。

(1) [同左]

[ (2) を加える。 ]

[ (3) を加える。 ]

(2) 証明書オンライン請求 規則第101条第1項の規定による同項第2号に掲げる登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付の請求をいう。

(3) [同左]

(4) 登記・供託オンライン申請システム 法務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）であって、オンライン登記申請又は証明書オンライン請求を行う場合に用いられるものをいう。

請求の事務処理に用いられるシステムをいう。

(7)～(13) [略]

(14) 印鑑提出等情報 印鑑届書に記載し若しくは明らかにすべき事項又は印鑑廃止届書に記載すべき事項に係る情報に電子署名を行ったものをいう。

(15) 印鑑提出等添付書面情報 印鑑提出等情報と併せて送信すべき添付すべき書面に代わるべき情報に電子署名を行ったものをいう。

(16) 電子証明書申請書情報 電子証明書による証明の請求の申請書に記載すべき事項に係る情報に電子署名を行ったものをいう。

(17) 電子証明書添付書面情報 電子証明書申請書情報と併せて送信すべき添付すべき書面に代わるべき情報に電子署名を行ったものをいう。

(18)～(20) [略]

(受付)

第3条 登記官は、申請書情報が提供されたときは、オンライン登記申請の受付の年月日及び受付番号の情報並びに申請書情報、添付書面情報及びこれらの検証結果情報（登記・供託オンライン申請システムの機能に

(5)～(11) [同左]

[(14)を加える。]

[(15)を加える]

[(16)を加える]

[(17)を加える]

(12)～(14) [同左]

(受付)

第3条 登記官は、申請書情報が提供されたときは、オンライン登記申請の受付の年月日及び受付番号の情報並びに申請書情報、添付書面情報及びこれらの検証結果情報（以下「申請書情報等」という。）を書面に印

より出力されるものに限る。以下「申請書情報等」という。）を書面に印刷し、一括して管理する。

（申請の却下）

第7条 登記官は、次の(1)から(7)までのいずれかに該当する場合には、申請の補正が行われたときを除き、申請を却下する。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 添付書面情報の作成者（認証を要するものについては、作成者及び認証者）として表示された者とその検証結果情報に当該添付書面情報に電子署名をした者として表示されたものが異なる場合（法第24条第7号）

(4) 添付書面情報についての検証結果情報により、当該添付書面情報が改ざんされていることが検知された場合（検証に失敗した場合）（法第24条第7号）

(5) 添付書面情報（委任状情報を除く。）についての検証結果情報により、当該添付書面情報の電子署名に係る電子証明書が電子署名を行った時において存在せず、若しくは有効期限が切れ、失効し、又は保

刷し、一括して管理する。

（申請の却下）

第7条 〔同左〕

〔(1)・(2) 同左〕

(3) 添付書面情報の作成者（認証を要するものについては、作成者及び認証者）として表示された者とその検証結果情報に当該添付書面情報に電子署名をした者として表示されたものが異なる場合（法第24条第8号）

(4) 添付書面情報についての検証結果情報により、当該添付書面情報が改ざんされていることが検知された場合（検証に失敗した場合）（法第24条第8号）

(5) 添付書面情報（委任状情報を除く。）についての検証結果情報により、当該添付書面情報の電子署名に係る電子証明書が電子署名を行った時において存在せず、若しくは有効期限が切れ、失効し、又は保

留されていたことが確認された場合（当該電子証明書が電子署名を行った時において有効でないことが明らかでないときを除く。）（法第24条第7号）

(6) 委任状情報についての検証結果情報により、当該委任状情報の電子署名に係る電子証明書がオンライン登記申請の受付時において存在せず、若しくは有効期限が切れ、失効し、又は保留されていたことが確認された場合（法第24条第7号）

(7) 申請書情報又は添付書面情報の電子署名に係る電子証明書が規則第102条第3項、第4項又は第5項に規定するものでない場合（法第24条第6号又は第7号）

2 [略]

[項を削る。]

留されていたことが確認された場合（当該電子証明書が電子署名を行った時において有効でないことが明らかでないときを除く。）（法第24条第8号）

(6) 委任状情報についての検証結果情報により、当該委任状情報の電子署名に係る電子認証登記所の発行した電子証明書がオンライン登記申請の受付時において存在せず、若しくは有効期限が切れ、失効し、又は保留されていたことが確認された場合（法第24条第8号）

(7) 申請書情報又は添付書面情報の電子署名に係る電子証明書が規則第102条第3項、第4項又は第5項及び第6項に規定するものでない場合（法第24条第6号又は第8号）

2 [同左]

3 登記官は、オンライン登記申請に伴い印鑑届書が提出されたときは、当該印鑑届書に記載された申請番号、受付番号、会社法人等番号、商号又は本店等により、どのオンライン登記申請に伴い提出された印鑑であるかを確認するとともに、申請書情報又は委任状情報に電子署名をした者として表示された申請人等（委任

3 [略]

(申請の補正)

第9条 [1～4 略]

5 申請人等が申請番号又は受付番号によりオンライン登記申請を特定して申請の補正に係る書面(差し替えの申請書又は添付書面を含む。)を窓口に提出し、又は送付した場合(申請書情報を補正する場合にあっては、次の(1)から(4)までの申請人等の別に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める措置を施しているときに限る。)には、登記官は、当該補正に応じる。

- (1) 管轄登記所に印鑑を提出している者(委任による代理人を除く。)提出している印鑑の補正書への押印
- (2) 当該申請と同時に印鑑を提出した者 提出した印鑑の補正書への押印
- (3) 委任による代理人であって(1)の印鑑を提出しているもの (1)の印鑑の補正書への押印

による代理人を除く。)の氏名、住所及び生年月日と提出された印鑑届書に記載された氏名、住所及び生年月日とを照合する。

4 [同左]

(申請の補正)

第9条 [1～4 同左]

5 [同左]

- (1) 法第20条の規定により管轄登記所に印鑑を提出している者(委任による代理人を除く。)提出している印鑑の補正書への押印
- (2) 当該申請に伴い印鑑届書を提出した者 印鑑届書に押印した当該申請人等の印鑑の補正書への押印
- (3) 委任による代理人であって(1)の印鑑を提出しているもの (登記の申請をしている登記所と同一の登記

(4) 委任による代理人であって(1)の印鑑を提出していないもの 補正書への代理人の権限を証する書面（当該書面について、委任をした者の氏名及び住所（委任をした者が会社であるときは、その商号及び本店並びに代表者の氏名（当該代表者が法人である場合にあっては、その名称及び当該会社の代表者の職務を行うべき者の氏名。以下同じ。））が記載されるとともに、委任者の別に応じ、(1)又は(2)の措置が施されているものに限る。）の添付

6 登記官は、補正情報、添付書面情報及び検証結果情報（登記・供託オンライン申請システムの機能により出力されるものに限る。）の内容を表示した書面又は申請人等から提出され、若しくは送付された補正書（追完された添付書面及び前項(4)に規定する代理人の権限を証する書面を含む。）と申請書情報等の内容を表示した書面とを一括して管理する。

所に印鑑を提出している者に限る。） (1)の印鑑の補正書への押印

(4) 委任による代理人であって(1)の印鑑を提出していないもの（委任による代理人であって(1)の印鑑を提出しているもの（(3)の者を除く。）を含む。） 補正書への代理人の権限を証する書面（当該書面について、委任をした者の氏名及び住所（委任をした者が会社であるときは、その商号及び本店並びに代表者の氏名（当該代表者が法人である場合にあっては、その名称及びその職務を行うべき者の氏名。以下同じ。））が記載されるとともに、委任者の別に応じ、(1)又は(2)の措置が施されているものに限る。）の添付

6 登記官は、補正情報、添付書面情報及び検証結果情報の内容を表示した書面又は申請人等から提出され、若しくは送付された補正書（追完された添付書面及び前項(4)に規定する代理人の権限を証する書面を含む。）と申請書情報等の内容を表示した書面とを一括して管理する。

7 [略]

(申請の取下げ)

第10条 [1～5 略]

6 申請人等が申請番号若しくは受付番号によりオンライン登記申請を特定して申請の取下げに係る書面（以下「取下書」という。）を窓口へ提出し、又は送付した場合において、次の(1)から(5)までの申請人等の別に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める措置を施しているときは、登記官は、当該申請の取下げに応じる。

- (1) 管轄登記所に印鑑を提出している者（委任による代理人を除く。）提出している印鑑の取下書への押印
- (2) 当該申請と同時に印鑑を提出した者 提出した印鑑の取下書への押印
- (3) (1)又は(2)の印鑑を提出していない者（委任による代理人を除く。）取下書に押印した印鑑につき市区町村長の作成した証明書であって作成後3月以内のもの添付
- (4) 委任による代理人であって(1)の印鑑を提出してい

7 [同左]

(申請の取下げ)

第10条 [1～5 同左]

6 [同左]

- (1) 法第20条の規定により管轄登記所に印鑑を提出している者（委任による代理人を除く。）提出している印鑑の取下書への押印
- (2) 当該申請に伴い印鑑届書を提出した者 印鑑届書に押印した当該申請人等の印鑑の取下書への押印
- (3) (1)又は(2)の印鑑又は印鑑届書を提出していない者（委任による代理人を除く。）取下書に押印した印鑑につき市区町村長の作成した証明書であって作成後3月以内のもの添付
- (4) 委任による代理人であって(1)の印鑑を提出してい

るもの (1)の印鑑の取下書への押印及び申請意思の撤回による取下げの場合にあっては取下書への代理人の権限を証する書面（当該書面について、委任者の氏名及び住所が記載されるとともに、委任者の別に応じ、(1)、(2)又は(3)の措置が施されているものに限る。）の添付

(5) 委任による代理人であって(1)の印鑑を提出していないもの 取下書への代理人の権限を証する書面（当該書面について、委任者の氏名及び住所が記載されるとともに、委任者の別に応じ、(1)、(2)又は(3)の措置が施されているものに限る。）の添付

7 [略]

#### 第4章 オンライン印鑑提出等に関する事務

##### (オンライン印鑑提出等)

第15条 登記官は、申請書情報と同時に印鑑提出等情報が提供されたときは、印鑑提出等情報、印鑑提出等添付書面情報及びこれらの検証結果情報を書面に印刷

るもの（登記の申請をしている登記所と同一の登記所に印鑑を提出している者に限る。） (1)の印鑑の取下書への押印及び申請意思の撤回による取下げの場合にあっては取下書への代理人の権限を証する書面（当該書面について、委任者の氏名及び住所が記載されるとともに、委任者の別に応じ、(1)、(2)又は(3)の措置が施されているものに限る。）の添付

(5) 委任による代理人であって(1)の印鑑を提出していないもの（委任による代理人であって(1)の印鑑を提出しているもの（(4)の委任による代理人を除く。）を含む。） 取下書への代理人の権限を証する書面（当該書面について、委任者の氏名及び住所が記載されるとともに、委任者の別に応じ、(1)、(2)又は(3)の措置が施されているものに限る。）の添付

7 [同左]

[章を加える。]

[条を加える。]

し、処理が終わるまでの間、申請書情報等の内容を表示した書面と一括して管理する。

2 登記官は、書面に印刷された印鑑の原本性及び解像度を確認するとともに、次の(1)から(7)までのいずれにも該当しないことを確認したときに限り、印鑑記録に記録する。

(1) 印鑑提出等情報に作成者として表示された印鑑の提出又は廃止の届出をする者とその検証結果情報に当該印鑑提出等情報に電子署名をした者として表示されたものが異なる場合

(2) 印鑑提出等情報についての検証結果情報により、当該印鑑提出等情報の電子署名に係る電子証明書がオンライン印鑑提出等の受付時において存在せず、若しくは有効期限が切れ、失効し、又は保留されていたことが確認された場合

(3) 印鑑提出等添付書面情報を併せて送信すべき場合において、併せて送信されていないとき

(4) 印鑑提出等添付書面情報の作成者として表示された者とその検証結果情報に当該印鑑提出等添付書面情報に電子署名をした者として表示されたものが

異なる場合

(5) 印鑑提出等添付書面情報についての検証結果情報により、当該印鑑提出等添付書面情報が改ざんされていることが検知された場合（検証に失敗した場合）

(6) 印鑑提出等添付書面情報についての検証結果情報により、当該印鑑提出等添付書面情報の電子署名に係る電子証明書がオンライン印鑑提出等の受付時において存在せず、若しくは有効期限が切れ、失効し、又は保留されていたことが確認された場合

(7) 印鑑提出等情報又は印鑑提出等添付書面情報の電子署名に係る電子証明書が規則第106条第3項において準用する規則第102条第3項又は第5項に規定するものではない場合

3 登記官は、前項のいずれかに該当する場合又は印鑑提出等情報若しくは印鑑提出等添付書面情報の原本を確認すべきものと認める場合は、当該原本の提出を求める旨及びその理由を登記・供託オンライン申請システムに掲示する。この場合には、印鑑提出等情報の内容を表示した書面の余白に、原本の提出を求めた旨を

記載するものとする。

4 登記官は、前2項の処理をしたときは、印鑑提出等情報の内容を表示した書面の余白に、一括して管理していた申請書情報等のうちの受付の年月日及び受付番号を記載した上、印鑑提出等情報及び印鑑提出等添付書面情報の内容を表示した書面を印鑑届書等つづり込み帳につづり込むものとする。

#### 第5章 電子証明書オンライン請求及び証明書 オンライン請求に関する事務

(登記手数料の納付)

第16条 電子証明書申請書情報が登記所に到達したとき又は登記事項証明書交付請求書情報若しくは印鑑証明書交付請求書情報が登記所に到達し、登記事項証明書又は印鑑の証明書の編集が行われたときは、証明期間又は枚数等に基づき手数料を確定し、納付情報を登記・供託オンライン申請システムに掲示する。

2 登記手数料の納付期限は、電子証明書申請書情報又は登記事項証明書交付請求書情報若しくは印鑑証明書交付請求書情報が登記・供託オンライン申請システムに掲示された日の翌日から起算して1日間とする。た

#### 第4章 証明書オンライン請求に関する事務

(登記手数料の納付)

第15条 登記事項証明書交付請求書情報又は印鑑証明書交付請求書情報が登記所に到達し、登記事項証明書又は印鑑の証明書の編集が行われたときは、枚数等に基づき手数料を確定し、納付情報を登記・供託オンライン申請システムに掲示する。

2 登記手数料の納付期限は、登記事項証明書交付請求書情報又は印鑑証明書交付請求書情報が登記・供託オンライン申請システムに掲示された日の翌日から起算して1日間とする。ただし、行政機関の休日に関する

だし、行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する休日は、この期間に算入しない。

(電子証明書オンライン請求)

第17条 登記官は、電子証明書申請書情報が登記所に到達した場合には、次の(1)から(8)までのいずれにも該当しないことを確認したときに限り、規則第33条の7第1項の通知をする。

- (1) 電子証明書申請書情報に作成者として表示された申請人とその検証結果情報に当該電子証明書申請書情報に電子署名をした者として表示されたものが異なる場合
- (2) 電子証明書申請書情報についての検証結果情報により、当該電子証明書申請書情報の電子署名に係る電子認証登記所の発行した電子証明書が保留されていたことが確認された場合
- (3) 規則第33条の6第1項の電磁的記録が併せて送信されていないとき、又は同条第7項の書面に代わるべき情報若しくは電子証明書添付書面情報を併せて送信すべき場合において、併せて送信されていないとき

法律第1条第1項に規定する休日は、この期間に算入しない。

[条を加える。]

(4) 電子証明書添付書面情報の作成者として表示された者とその検証結果情報に当該電子証明書添付書面情報に電子署名をした者として表示されたものが異なる場合

(5) 電子証明書添付書面情報についての検証結果情報により、当該電子証明書添付書面情報が改ざんされていることが検知された場合（検証に失敗した場合）

(6) 電子証明書添付書面情報についての検証結果情報により、当該電子証明書添付書面情報の電子署名に係る電子証明書が電子証明書オンライン請求の受付時において存在せず、若しくは有効期限が切れ、失効し、又は保留されていたことが確認された場合

(7) 電子証明書申請書情報又は電子証明書添付書面情報の電子署名に係る電子証明書が規則第106条の2第4項において準用する規則第102条第3項、第4項又は第5項に規定するものではない場合

(8) 登記手数料が納付期限内に納付されない場合

2 登記官は、前項のいずれかに該当する場合その他の電子証明書を発行することができない場合には、請求

がエラーとなった旨を登記・供託オンライン申請システムに掲示する。この場合においては、申請人等に請求の補正を求めることを要しない。

(登記事項証明書の証明書オンライン請求)

第18条 [略]

(印鑑の証明書の証明書オンライン請求)

第19条 登記官は、印鑑証明書交付請求書情報が登記所に到達した場合には、次の(1)から(7)までのいずれにも該当しないことを確認したときに限り、印鑑の証明書の編集を行う。

(1) [略]

(2) 印鑑証明書交付請求書情報についての検証結果情報により、当該印鑑証明書交付請求書情報の電子署名に係る電子認証登記所の発行した電子証明書が保留されていたことが確認された場合

(3)～(6) [略]

(7) 印鑑証明書交付請求書情報又は印鑑証明委任状情報の電子署名に係る電子証明書が規則第107条第3項において準用する規則第102条第3項、第4項又は第5項第1号に規定するものではない場合

(登記事項証明書の証明書オンライン請求)

第16条 [同左]

(印鑑の証明書の証明書オンライン請求)

第17条 登記官は、印鑑証明書交付請求書情報が登記所に到達した場合には、次の(1)から(6)までのいずれにも該当しないことを確認したときに限り、印鑑の証明書の編集を行う。

(1) [同左]

[(2)を加える。]

(2)～(5) [同左]

(6) 印鑑証明書交付請求書情報又は印鑑証明委任状情報の電子署名に係る電子証明書が規則第107条第3項において準用する規則第102条第3項、第4項又は第5項第1号及び第6項に規定するものでは

2 第18条第2項及び第3項の規定は、印鑑の証明書の証明書オンライン請求について準用する。

第6章 [略]

(準用)

第20条 [略]

ない場合

2 第16条第2項及び第3項の規定は、印鑑の証明書の証明書オンライン請求について準用する。

第5章 [同左]

(準用)

第18条 [同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。